

令和8年4月1日

利用団体各位

広島市青少年野外活動センター・こども村所長

林野火災警報発令に伴う屋外活動の制限について（お願い）

令和7年の岩手県大船渡市などの大規模な林野火災を受けて、総務省消防庁が林野火災注意報・警報を新設し、広島市では令和8年4月1日から運用が開始されます。

当施設においても、林野火災防止の観点から警報発令時には以下のとおり屋外での火の使用を制限します。

御理解と御協力のほど、よろしく申し上げます。

1 対象期間

通年

2 警報発令時の禁止行為

禁止行為	備考
キャンプファイア	屋内でのキャンドルサービスにプログラム変更
焚火	・バーベキューでの炭やカセットコンロは使用可 ・活動プログラム「焼杉」は実施不可（焚火を伴う活動のため）※炊飯場で実施する場合は可
花火	

※ 野外炊飯場での火の使用は制限の対象外となります。

※ 注意報発令時には、これまでどおり林野火災に注意しながら活動を行う。



3 発令広報について

林野火災注意報・警報の発令状況は、次の方法で知ることができます。

- ・広島市HP（更新時間は9:00、13:00、17:00）
- ・防災情報メール
- ・広島市公式SNS（X・Facebook・LINE）
- ・広島市消防局公式SNS（X・Facebook・LINE）

広島市HP二次元コード

4 その他

- (1) 林野火災警報が発令された場合は雨天時のプログラム（屋内でのプログラム）に変更をお願いします。
- (2) 林野火災警報により活動が中止になった場合の費用負担について当施設で負担することはできません。
- (3) 林野火災注意報・警報についての詳細は広島市HPでご確認ください。

公益財団法人広島市文化財団
広島市青少年野外活動センター・こども村
広島市安佐北区安佐町小河内 5135
TEL 082-835-1444 / FAX 082-835-1445